

平成 24 年 8 月 1 日発行

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 21

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16 - 2

稚内市保健福祉センター 2 階

電話 0162 - 23 - 4133

道内で還付金詐欺が発生！ ご注意ください！

道内では昨年被害のなかった還付金詐欺が今年に入り被害が確認されています。還付金詐欺は振り込み詐欺の手口のひとつで、税務署や市役所、社会保険事務所などをかたり、「還付金の手続きが済んでいません。」などと電話し、被害対策が強化された金融機関ではなく、コンビニエンスストアやスーパーの A T M (現金自動預払機) へ行くよう誘導し、A T M 操作の扱いが苦手な高齢者に、携帯電話で入力作業の指示を行い、実際には相手に振り込む手続きをしているのに、そうは思わせず、現金をだまし取る手口です。

還付金を A T M で返還することは絶対にありません
携帯電話を持って A T M へと言われたら還付金詐欺です。
相手の言った電話番号を鵜呑みにせず、電話帳などで
自分で電話番号を確認して関係機関に問い合わせましょう。



皆様の参加をお待ちしています

消費者に大きな不安を抱かせる事件や事故、高齢者を狙った振り込み詐欺、悪質商法によるトラブルが後を絶ちません。事例を通じて、被害に遭わないための知識を学びましょう。

テーマ あなたを狙う悪質商法

とき 8月7日(火) 10時30分～12時00分(開場は10時00分)

ところ 稚内市立図書館 多目的ホール

内容 講座 【講師】 稚内市消費者センター相談員

寸劇 【出演】 稚内消費者協会有志

講話 【講師】 稚内警察署生活安全課 井上義之課長(予定)

定員 40人(どなたでも参加できます。) 定員になり次第締め切ります。

主催 稚内市・稚内消費者協会・稚内市消費者被害防止連絡会

問い合わせ・申込み先

稚内市生活福祉部生活衛生課消費生活グループ

電話・FAX 23 - 6497

相談事例(稚内市消費者センター)

通信販売

【 相 談 内 容 】

チラシ広告を見て洗顔石鹸のサンプルを電話で申し込んだ。4～5回分の量を使い切った頃電話が来て「4～5回の使用では効果が分からないので継続使用を勧める。毎月1回送付される定期購入コースしかないが、次の定期便が送付される10日前だったらいつでも中止できる。1,489円で送料も無料」と執拗に勧められた。断り切れず、その位の金額ならいいかと承諾してしまった。

1週間位前に届いたが無料のはずの送料が630円かかったうえ、使用が続けたが顔がつっぱり、肌に強すぎるので定期購入を止めたい。

今日何度も電話をしても「混み合っています」の音声流れ、どの部門にも繋がらず、ネットでは定期購入変更のサイトに行く事が出来ない。次回送付されたら受取拒否できるだろうか。

【 対 処 】

定期購入なので止める意思表示をしなければ次回も送付され、請求金額も発生すると思われる。

センターで調べた結果、「定期コースは初回半額で送料は有料。発送2回目から通常価格2,980円の5%オフで送料無料、次回発送10日前までに連絡するといつでもお休み出来る。再開も自由」との記載があった。

相談者が受けた説明と解釈にかなり差が見られたので、一時休止ではなく購入申込みの撤回の意思を伝えること。根気強く電話を掛けて繋がらないようであれば、申込み撤回の意思を文書にて送付するよう助言した。

後日相談者から、電話が繋がりに、休止を申し出たところ、あまり良い返事ではなかったが了承されたと連絡があった。

今後顧客名簿に残る可能性があり、DM広告や勧誘電話には、必要がなければきっぱりと断るよう伝えた。

困った時は、稚内市消費者センターにご相談ください。

電話・FAX 0162-23-4133

稚内市中央4丁目 保健福祉センター2階

無料法律相談の活用を！

稚内市は「無料法律相談」を毎月1回実施しています。

相談時間は午前11時から午後2時30分までです。(相談時間は1人25分)

事前申し込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡ください。

【実施日】 8月12日 ・ 9月9日 ・ 10月14日

稚内市市民協働課市民協働グループ 電話(直通)23-6471